

令和4年度愛媛地方最低賃金審議会

第2回愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和4年10月11日(火)午後1時25分～午後3時15分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3名	定数 3名
	労働者代表委員	出席 2名	定数 3名
	使用者代表委員	出席 3名	定数 3名
主要議題	1 資料説明 2 金額審議 3 その他		
<p>議事要旨</p> <p>本会議は 公開・非公開</p> <p>1 資料説明</p> <p>金額審議に資する資料について、事務局から説明を行った。</p> <p>2 金額審議</p> <p>労側委員からは、現状の造船業の最低賃金額でもワーキングプアとされる年収200万円に届かないこと、造船業は厳しい労働環境のなか、高い専門性や熟練度を必要とすること、地元高校の造船科の志願者が減少し、企業規模による初任給の格差が広がっていること、優秀な人材の確保や人手不足を解消し、基幹産業として魅力を向上させるため、より高い賃金水準に引き上げるべき等の意見が表明され、隣県香川との地域間格差解消と民間主要企業として造船業の春闘賃上げ状況から、金額提示がなされた。</p> <p>使側委員からは、造船業では、新規受注は2020年末比4割増えたが、価格を決めた数年後にコストが確定するため価格転嫁はできず、今までに経験したことのないエネルギー価格や鋼材等原材料価格の急激な高騰により、建造コストは2020年比4割高になるなど大変厳しい状況であること、中小企業は円建てで為替の影響はなく円安の恩恵はほとんど受けないなど既受注船の採算悪化は避けられないこと、造船業は原価率の高さから第4表の製造業の賃金上昇率より低くなる等の意見が表明され、金額提示がなされた。</p> <p>労使各側の意見の隔たりがあり、部会長は、各側に対し結審に向けて再考を促した。</p> <p>3 その他</p> <p>今後の審議日程について、事務局から説明を行った。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			